

1表

2表

3表(=6表)

第6期介護保険料所得段階設定について

(単位 円)

(単位 円)

第6期介護保険料所得段階設定について①

国(現行)		
所得段階区分	標準的な負担割合	
第1段階 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	0.50	
第2段階 市町村民税世帯非課税、年金収入額+合計所得金額の合計額が80万円以下	0.50	
第3段階 市町村民税世帯非課税、年金収入額+合計所得金額の合計額が80万円を超える	0.75	
第4段階 市町村民税本人非課税、世帯では課税者あり	1.00	
第5段階 合計所得金額が190万円(第4期のときは200万円)未満	1.25	
第6段階 合計所得金額が190万円(第4期のときは200万円)以上	1.50	

茅ヶ崎市第4期(平成21~23年度)			
所得段階区分	負担割合	金額	
第1段階 同左	0.50	20,760	
第2段階 同左	0.50	20,760	
第3段階 同左	0.75	31,140	
第4段階 市町村民税本人非課税、世帯では課税者あり、年金収入額+合計所得金額の合計額が80万円以下	0.80	33,216	
第5段階 市町村民税本人非課税、世帯では課税者あり、年金収入額+合計所得金額の合計額が80万円を超える	1.00	41,520	
第6段階 合計所得金額125万円未満	1.15	47,748	
第7段階 合計所得金額125万円以上200万円未満	1.25	51,900	
第8段階 合計所得金額200万円以上	1.50	62,280	

茅ヶ崎市第5期(平成24~26年度)			
所得段階区分	負担割合	金額	
第1段階 同左	0.50	24,960	
第2段階 同左	0.50	24,960	
第3段階 (旧第3段階からの軽減) 市町村民税世帯非課税、年金収入額+合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下	0.70	34,944	
第4段階 市町村民税世帯非課税、年金収入額+合計所得金額の合計額が120万円を超える	0.75	38,064	
第5段階 同左	0.80	39,936	
第6段階 同左	1.00	49,920	
第7段階 同左	1.15	57,408	
第8段階 合計所得金額125万円以上190万円未満	1.25	62,400	
第9段階 合計所得金額190万円以上500万円未満	1.50	74,880	
第10段階 (旧第8段階からの分離) 合計所得金額500万円以上800万円未満	1.75	87,360	
第11段階 (旧第8段階からの分離) 合計所得金額800万円以上	2.00	99,840	

被保険者本人課税層

第3段階設定の理由
介護保険法施行令附則第16条、特例割合を定めることができる規定に基づくもの。

第10段階、第11段階設定の理由
介護保険法施行令第39条第6項及び第7項の「1.00」を超える段階の負担割合を市町村が定めることができる規定に基づくもの。
※合計所得500万円の区分は、平成21年度全国消費実態調査による本市内世帯の平均収入額639万円に対する所得金額457万円を参考に設定したもの。
※合計所得800万の区分は、年収1,000万円の際の給与所得金額780万円を参考に設定したもの。

4表

国(改正案)		
所得段階区分		標準的な負担割合
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 市町村民税世帯非課税、年金収入額+合計所得金額の合計額が80万円以下	0.50
第2段階	市町村民税世帯非課税、年金収入額+合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下	0.75
第3段階	市町村民税世帯非課税、年金収入額+合計所得金額の合計額が120万円を超える	0.75
第4段階	市町村民税本人非課税、世帯では課税者あり、年金収入額+合計所得金額の合計額が80万円以下	0.90(※1)
第5段階	市町村民税本人非課税、世帯では課税者あり、年金収入額+合計所得金額の合計額が80万円を超える	1.00
第6段階	合計所得金額が120万円未満	1.20
第7段階	合計所得金額120万円以上190万円未満	1.30
第8段階	合計所得金額190万円以上290万円未満	1.50
第9段階	合計所得金額290万円以上	1.70(※2)

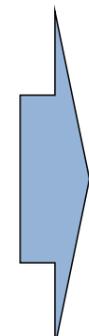
※1は、全国の保険者の設定割合の中央値
 ※2は、全国の保険者の最も割合の高い段階の中央値

5表(=7表)

茅ヶ崎市第6期(平成27~29年度)案		
所得段階区分		負担割合
新第1段階	同左	0.50
新第2段階	同左	0.70
新第3段階	同左	0.75
新第4段階	同左	0.80
新第5段階	同左	1.00
新第6段階	合計所得金額125万円未満	1.15
新第7段階	合計所得金額125万円以上190万円未満	1.25
新第8段階 (現在の第9段階)	合計所得金額190万円以上500万円未満	1.50
新第9段階	合計所得金額500万円以上800万円未満	1.75
新第10段階	合計所得金額800万円以上	2.00

介護保険運営基金を6億円取り崩した場合の基準額の目安(月額 単位 円) 4,545

所得段階区分	公費による負担軽減案		
	A案	B案	C案
新第6段階	1.15	1.15	1.20
新第7段階	1.25	1.25	1.30
新第8段階-1 (190万円以上290万円未満)	1.50	1.50	1.50
新第9段階-1 (290万円以上500万円未満)	1.60	1.60	1.70
新第10段階-1 (所得範囲は同左)	1.75	1.85	1.90
新第11段階 (所得範囲は同左)	2.00	2.10	2.10



- 検討事項
- 現在の第9段階を分割することが適切といえるか？
 - 合計所得金額190万円以上の市町村民税課税層の負担割合について
 - 現行の負担割合を継続する。
 - 分割し、分割後の新第9段階の負担割合を0.1ポイント上乗せする。(他の段階の負担割合は変更しない。)(A案)
 - 分割し、分割後の新第9段階の負担割合を0.1ポイント上乗せし、新第10段階、新第11段階も0.1ポイントずつ上乗せする。(B案)
 - 分割し、分割後の新第9段階の負担割合を0.2ポイント上乗せし、新第10段階、新第11段階において下位の段階との差を0.2ポイントとなるように割合の差を均等化する。(C案)